

## 広島高速道路公社業務等入札契約情報取扱要綱の改正について

### 1 改正内容

#### 第3条

従来、1件当たりの設計金額が100万円以上の業務及び物品等（以下「公表対象業務等」という。）のうち、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱の適用を受ける業務についてのみ、発注見通しの公表対象としていたが、公表対象業務等を発注見通しの対象とする。

改正前	改正後
<p>(発注見通しに関する事項の公表)</p> <p>第3条 理事長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公表対象業務等のうち広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱の適用を受ける業務について、次に掲げるもの見通しに関する事項を公表するものとする。</p> <p>(1) <u>業務の名称</u>、場所、期間、種別及び概要</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(発注見通しに関する事項の公表)</p> <p>第3条 理事長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公表対象業務等</p> <p>_____</p> <p>_____に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表するものとする。</p> <p>(1) <u>業務名、件名又は品名</u>、場所、期間、種別及び概要</p> <p>(2)～(3) 略</p>

### 2 施行日

平成30年5月9日から施行する。